

情報化社会における法と倫理

～インターネットを中心に～

井出 明

京都大学大学院情報学研究科

e-mail gakuha@osk2.3web.ne.jp

梗概

近年、インターネットは急速な普及を見せており、それに伴い今まで考えられなかつたような問題も発生してきている。特に、教育現場にインターネットが導入されたことにより、子供達が教育の場で有害情報に接することが懸念されている。本稿では、子供達を反倫理的情報から遮断するシステムであるwebのフィルタリングに関し、特に法的側面に重点を置いて考察を行う。

Law and Ethics in the Age of Information-Society

～especially,internet～

Akira Ide

Kyoto University

e-mail gakuha@osk2.3web.ne.jp

Abstract

Recently,internet has been spreading explosively.But,on the other hand,problems which we have never experienced occurred.Especially,because we introduced internet into schools,unethical information may hurt many children at schools.In this paper,I will make a study of web-filtering which keeps away children from bad information,especially from the point of legal matters.

1. 情報法と情報倫理との関係

1-1 法と倫理の境界

インターネットに代表される、サイバースペースにおいては、原則的に、情報が自由に流通している。これは特定の管理者が存在し、閉じた世界あるパソコンBBSとことなり、インターネットが管理者不在のいわゆる「開いた空間」であるという特性に由来している。

急速な発展を遂げているインターネットは、もはや研究のための手段というわけではなく、異質なものが混在する、あたかも「バーチャルリアリティな空間」に変貌を遂げつつある。この変貌は、インターネットに対して新たな問題を投げかけている。

ネットワーク社会に一般社会類似の、様々なタ

イプの人間が参加するに及んで、ネットワークアタックやハッキング等の様々な具体的な問題が生じ、インターネットの世界を制御するためには、従来のコンピューター技術者たちの自発的なマナーだけでは到底不可能であることが認識されるに至った。

このような、新種のいわゆるネットワーク社会特有の犯罪行為に対して、各国の警察は、もちろん対策を考えている。

しかし、インターネットはやはり「開かれた空間」であるため、容易に国境を越えて情報が流通するという性質を持つ。むしろ、国境を越えることそれ自体がインターネットの特性と言っても過言ではないであろう。それ故、インターネットによるねずみ講勧誘など、一国の法規では違法にな

るものが他国の法規では合法となる事例が、多数存在している。そのため、「法による規制」は、法の本質が「国家権力による強制力を伴った社会規範」であるが故に、どうしても限界が生じてくる。そうであるとすれば、インターネット上のアーナキーな状態に対して、法整備だけに頼らない対処をする事が要請される。

このような、問題意識を背景として、最近、応用倫理学の一分野として、「情報倫理」なる分野が急速に注目を集めに至った。

この情報倫理という概念は、1980年代後半から、技術者を中心に提唱されてきた「コンピューター倫理」とは明らかに異なる一線を持っている。というのは、1980年代後半に提唱されたコンピューター倫理というのは、職業倫理の一環として提唱されていたもので、今日のような「誰もがコンピューターを使う状況」を想定したものとは言えないものである。したがって、今まで、誰も体系化してこなかった「情報倫理学」なる、情報化社会における独自の応用倫理学を作る必要性に迫られている[1]。

但し、ここで注意を要するのは、情報倫理の重要性を重視するあまり、法の整備を怠ってはならないと言う点である。なぜなら、倫理というものが、本質的に明文による規範でない以上、ある表現を反倫理的として弾圧することは、不当な表現の自由への不意打ち的介入になりかねないからである。したがって、本稿では、不当な表現弾圧に行われないように、インターネットにおける「表現の自由」に関しては、次章以下で詳しく見ていく。

1-2 情報倫理と情報リテラシーの関係

前節のように、情報倫理の育成が肝要であるとは言ってみても、全くのコンピューターの素人に、「何が倫理か」が分かるはずもない。そこで、研究者間である程度共通認識となった後での、情報倫理を、「誰がいかに教えるべきか」ということが、次の問題となる。

この点、政府の側も情報倫理の重要性は十分認識している。そして、今後、無垢の状態で、コン

ピューターに、まずははじめに出会うであろう機関が学校であることを重要視し、文部省も学校で情報倫理を教えることに確かに前向きの態度を示している[2]。

しかし、ここで問題になるのは、コンピューターを学ぶ学生の側に情報を受容するための「リテラシー」が育っていないことである。したがって、この情報リテラシーを育むための教育がまた別途必要となろう。

この「情報リテラシー」という言葉は、単に「コンピューターを使える能力」という狭い概念では用いられていない。コンピューターを使うと言うこと以前に、人間は自己にとって有益な情報を取捨選択して生きて行かねばならない。にもかかわらず、ネットワーク社会においては、情報の洪水とも言うべき状況が生じてしまい、人々は自分にとって何が大切な情報なのかを見失う危険が起こっている。このような現状においては、「情報リテラシー」という言葉は「自分にとって必要な情報を取捨選択する能力」と言うより広い積極的な定義づけが必要となるであろう[3]。

問題なのは、そのリテラシーをいかに育成するかについてだが、情報教育という視点で見た場合、インターネットの社会に子供たちをそのまま送り出すことは、免疫力のない人間を、雑菌がいるところへ投げ出すようなものである。したがって、年齢や発達段階に応じた情報を大人が与える必要があるが、これを可能にする道具が、各種の「フィルタリングソフト」である。次章から、本稿の眼目である、フィルタリングの法的側面の考察を行ってみたい。

2. web ページに対するフィルタリング技術概観

2-1 現在のフィルタリングソフトの機能

今回、フィルタリングが抱える具体的な問題を探求するに当たり、IQS が作ったサイバーシッターというソフトを検証してみた[4]。このソフトウェアは、全国新聞紙上で紹介されたほど[5]の、非常に一般的な製品で、フィルタリング問題を考える素材として、普遍性を用いる題材と判断

したので、今回議論の俎上に乗せてみた。その結果として、たった1本のソフトの試用とはいえ、現在のフィルタリング技術が抱える、法的・倫理的側面が浮かび上がってきたように思われる。

サイバーシッターの機能としては、

①. IQS が持つ有害情報URLのリストに載っているサイトにつなごうとした場合、スタンダードアローンのパソコンに内蔵されたフィルタリング機能を使って、有害サイトへの接続が禁止される。また、サードパーティーが作成した有害情報サイト情報がある場合、それを利用した有害情報の遮断が行えるという点もこのソフトの特徴となってい。この有害情報のURLは、何度もアップデートされる。

②. コンピューターの管理者は、自己の裁量で有害と思われるURLをあらたに登録することができ、登録されたURLは当然見に行くことができない。

③. 有害URLの標示を不可能にするほか、ある有害情報と思われる文字を含んでいる場合、文字の組み合わせを解析することで、そのサイトをブロックしてしまう機能も持っている。これはサーチエンジンに対しても有効である。

2-2 現在のフィルタリングソフトの抱える問題

以上の機能をふまえて、標準的なフィルタリングソフトであるサイバーシッターが抱える具体的な問題点を考えると、まず気になるのは、IQS は、有害サイトをフィルタするためのデータの公開を全く行っていないという点である。

このことは実務的法律レベルでは大きな問題点を持っている。なぜなら、現在多くの自治体は情報公開条例を持っており、公立学校や公立図書館にフィルタリングソフトが導入された場合、どのようなサイトが遮断されるのかを住民が知りたいと思えば、当該条例を使うことにより簡単に情報公開を請求できる。この場合、IQS がいかにデータベースを秘匿したくとも、法例上その秘匿は許されないのである。

また、サイバーシッターは、サードパーティの

レイティングを結合したフィルタリングを可能にしている。具体的には、定期的に、IQS のサーバーにユーザーが接続して、サードパーティーが行っているレイティングの成果をクライアントマシンにダウンロードし、そのレイティング値にあわせたweb の受信が可能になるという仕様になっている。しかしながら、このサードパーティの行うレイティングの基準が全くもって不明確であるという点は、憂慮に値すると考える。子供にとって有害と思われる情報を格付けする際、いったい何を基準に行っているのかを明示しておかないと、憲法上の「知る権利」を不当に侵害するものになりかねない。

もう一つ、サイバーシッターが抱える問題としては、サーチエンジンの利用が極端に制限されるという点があげられる。現在、web 上で情報検索を行おうとした場合、サーチエンジンを使うことなしに情報検索を行う人間はいないであろう。サイバーシッターを使って、サーチエンジンにいこうとすると、検索目的単語がサイバーシッターのデータベースによって不的確と判断された場合、検索エンジンに接続すること自体が拒否されてしまうので、「あやしい言葉」を含んだサイトは、サイト内容がどんなに有益であっても検索エンジン経由ではそのサイトにたどり着くことが出来ない。これは、直接に、アクセスを遮断しているのではないものの、明らかに、「知る権利」に対する大きな制約になっていると考える。

さらに、サイトが遮断されることについて、苦情のある表現者は、IQS に通報することにより、その遮断を解くと IQS は述べているが、仮に「確信犯」のような表現者がいて、その表現者の有するページが、明らかに有害情報を含んでいる場合であっても、IQS 側がサイトの遮断を解くのかは全くもって不明である。現実に、日本の過去の裁判でも、猥褻表現に関し、「規制からの自由」を唱えて裁判闘争を行った例が多い。

この「表現の自由」について、更に話を続けてみると、企業や私立学校等で、特定情報を遮断する場合は、憲法問題は起きないのであるが、公立

学校や公立図書館等において、情報を遮断するとなると、憲法 21 条の「検閲の禁止」に触れる可能性が出てくる。そして更に、どのような場合に表現が受領できないのかをはっきりと定めておかないと、表現の自由を守るために重要な法理である「明確性の原則」に反することにもなる。換言すれば、ある情報を発信しても、発信者が知らないうちに受信できないシステムが、出来上がってしまいかねないのである。

その上、優良サイトが遮断される場合は、IQS に通報すればよいとされているものの、サイバーシッターは、ある特定のキーワードに反応して、サイトの表示をやめてしまうため、直接にホームページを作った者以外は、いったいどのような言葉に反応してそのページが遮断されているのかが分からない。従って、優良ページが遮断された場合、第三者者が通報を行うと言うことは、事実上不可能といえよう。

最後に、仮にあるサイトに対するフィルタリングの不法行為性が認定された場合、サードパーティのレイティングが介在するとすれば、その賠償は IQS がやるべきなのかそれともサードパーティが行うべきなのかが問題となる。

もちろん、現在のところフィルタリング精度自体も今一歩といったところで、たとえば、サイバーシッターを起動させたまま安全な情報をサーチエンジンで検索しようとしてもなぜかアクセスできないことも多い。しかしこれは、純技術的な問題であり、制度や法と絡む問題ではないので、今回は記述から割愛する。

((注)) 今回は、IQS のサイバーシッターの試供品で検証を行ってみた。IQS の主張によれば、本稿で、ここまで指摘してきた「過度のフィルタリング」については、サーバーに設定するタイプの同社の最新のソフトでは、サーバーのデータを隨時更新しているため、かなりフィルタリングの精度があがってきていていると述べている。

3. フィルタリングソフトが備えるべき機能

3-1 プロックすべきものとスルーさせるべきもの

ここでは、話を視覚化して考えてみる。図 1 において、U はネットワーク上に存在する「情報」を指す。そして A は有害な情報を表し、B はフィルタリングソフトで遮断されるべき情報の集合を指すとする。フィルタリングソフトの理想を言えば、この集合 A と集合 B が限りなく一致することが望まれるはずである（図 2）。

ところが、現実には、前章で見たように、フィ

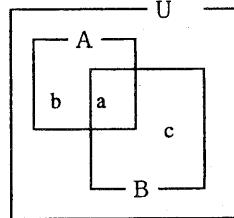


図 1

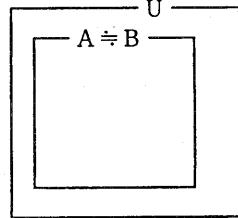


図 2

ルタリングソフトは A と B を一致させていない。と言うよりもむしろ、現実には、集合 A は集合 B の真部分集合のような状況に陥っていると言っても過言ではないだろう（図 3 の状況）。

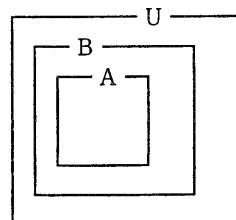


図 3

現実に、集合要素のなかで、b に相当する部分がスルーしてしまうことはほとんどないのであろうが、c にあたる部分が非常に多く遮断されてしまうことが問題と言えよう。このことは、憲法論としては、行政がこのフィルタリングソフトを導入した場合に、c の情報を発信している者の表現の自由を侵し、且つ c に対する検閲をくわえていくことになるし、他方、c の情報を受領しようとしている者の知る権利を侵すことにもなるのであ

る。したがって、ソフト開発者は、図2の状況を実現するソフトを開発することが望まれるのである〔6〕。

また、まだフィルタリングソフトとしては、おそらく開発されていないのであるが、サードパーティによるレイティングを支援するタイプのフィルタリングソフトは、あっても良いはずである。先述の通り、フィルタリングソフトの中には、直接の目視によってURLを指定しているフィルタリングソフトも存在しており、有害サイトの監視は、フィルタリングデータ更新のために、必要欠くべからざるものである。しかしながら、有害情報を持つサイトは膨大であり、コンピューターによる支援なしで、完全にマニュファクチャ的な目視を続けることは非常に難しいと言えよう。そこで、今後フィルタリングソフトが持つ機能として、是非付け加えるべきだと考えるのが、「疑わしいサイトを目視者に伝えるソフト」である。明らかに有害なものは、計算機段階で有害URLを登録させ、グレーゾーン（具体的に言えば、図1の集合Aの境界領域）にあたる部分を目視者に伝えることが可能となれば、目視による有害URLの指定は格段に作業が効率化されるのである。

3-2 検索エンジンの使用について

先述の通り、現在のフィルタリングソフトは、検索エンジンの使用を制限してしまうのであるが、検索エンジンの使用については、完全に使用者の自由にさせるべきであると考える。

仮に、検索エンジンの使用によって有害サイトがリストアップされたとしても、その画面上に出ている情報は、「有害サイトが存在している」という情報であって、「有害情報」そのものではない。リストアップされた画面には、猥褻情報が存在するサイトのURLや爆弾の製法が書かれたURLはあるものの、猥褻な画像や爆弾の製法自体が、表示されているわけではないのである。そうであるとすれば、検索エンジンによって現実に有害な知識自体に接する訳ではない以上、フィルタリングソフトが検索エンジンの使用を制限してしまうことは、許されるべき事柄ではないのである。

では、フィルタリングソフトが、どのような仕様を検索エンジンに対して持つべきかを考えた場合、望ましいのは、やはり自由検索であろう。その上で、学校からインターネットに接続する際には、有害サイトのURLを学校におけるサーバーやより広い範囲（例えば教育委員会）のサーバーに登録しておいて、そこを経由して有害サイトを見れないようにすることが、現実的な対応と思われる。また、現在は設備の面で難しいと思われるが、IQSのフィルタリングプログラムを導入した場合、IQSのサーバーを経由してそこでブロックをかけるシステムを作ることは、法律論としては妥当性を持ちうると考える。このことは、後の4-1のフィルタ内蔵型プロバイダの項でも論及したいと思う。

3-3 拒否されたページ管理者への対応

先述の通り、現在のフィルタリングソフトは、拒否されたページが出た場合、リジェクトしたこと自体が、ページ作成者には、分からぬようになっている。もし有益な情報を本来は持つはずのサイトがリジェクトされていた場合、ネットの使用者には、なぜサイトがリジェクトされているのかが不明なため、フィルタリング会社に連絡することは出来ない。サイトがブロックされた場合に、そのブロックが不当であることを主張できるのは、そのサイトの内容をブロックされる前にあらかじめ知っている当該webマスターだけである。したがって、特定サイトのブロックに対して、当該webマスターに告知する必要性が生じてくるのである。

4. 社会システムとしてのフィルタリングのあり方

現行のフィルタリングソフトに不満が残ったとしても、子供の情報リテラシー育成のために、何らかの情報フィルタリングを行わなくてはならないと言う点での一致は大筋である。したがって、フィルタリングを否定するのではなく、フィルタリングを社会システムの面からもソフトウェアの面からも育てるという意識が肝要である。

4-1 「知る権利」の尊重のために

現在のところ、テキストを読みとてフィルタをかけるという類の、フィルタリングソフトは「読むべき情報」をブロックしてしまうと言う意味で非常に精度が悪いため、実用的とは言えない。そこで、次善の策としてどのようなフィルタリングシステムを構築すべきかを考えた場合、有害サイトを直接目視して確認し、その上で、有害サイトにはつなげないような処理をすべきであると考える。より具体的に言えば、直接目視によるフィルタ機能を、プロバイダ自体が内蔵していて、ユーザーがプロバイダのサーバーを経由して、有害サイトに接続に行く段階で、有害なURLを指定した場合にのみ、プロバイダーのサーバーでカットできるシステムがもっとも良いのではないかと考えている。このような「人」に頼ったシステムの方が、現在のところまだ優良情報を遮断する危険が少ないとと思われる。

現実に、地域密着型プロバイダの中には、子供に対して優良情報のみを伝えるために、有害情報を持ったURLをサーバーに記憶させておき、プロバイダーのサーバー段階で、有害サイトへの接続をカットするサービスを行っている接続業者もある [7]。

4-2 「検閲」とならないために・・・第三者機関による審査

元来、検閲の定義は、ボルノ税関訴訟事件（最高裁判所 最判 59. 12. 12）で示されたように [8]、行政権が主体となるものである。したがって、フィルタリングの場所が国公立図書館や学校であった場合のみ、検閲ではないかという疑念が生じるわけである。

フィルタリングソフトによって、拒否されたサイトを持つwebマスターは、自己の表現を制限されているわけであるから、最終的には、裁判所に持ち込んで、そのフィルタリングが妥当であったか否かの審査を受けることが出来る。しかし、裁判所での審議はあまりに時間がかかりすぎ、情報の価値の側面に、「鮮度がある以上」あまり実効的とは言えない。そこで、司法救済にかわる、

何らかの非常に迅速な審査機会を保障することが、肝要ではないだろうか。

民間対民間のフィルタリングであれば、JAROのような、民間ベースの審査機関があればよいのであろうが、本章では、学校や図書館での公的空間におけるフィルタリングを問題にしている以上、対立の構造は、民間対行政である。したがって、フィルタリングに不満を持つ人が、不満を持ち込む先は、公的な機関で用意されるべきであり、いわば独立行政委員会のような存在が今後必要となろう。行政レベルで、迅速な対応が可能な審査機関を用意しておき、どうしてもそのレベルでの解決が不可能な場合のみ、裁判所に問題を持ち込むという構造を用意することで、「迅速性」を眼目とする「情報における表現の自由」は担保されうると考える。

参考資料

[1] 情報倫理の概念については、学術振興会の公式プロジェクトFINEのページに詳しい

<http://www.fine.bun.kyoto-u.ac.jp/>

[2] 文部省の情報倫理教育については次を参照
<http://www.monbu.go.jp/special/media/00000015/Section1.html#1-1>

[3] 「情報リテラシー」の教育関係における考え方、文部省の次のリンクに詳しい

<http://www.monbu.go.jp/series/00000026/#03>

[4] IQSのURLは <http://www.iqs-j.com/>

[5] 日本経済新聞 1999年3月5日紙上

[6] 上林弥彦『情報科学の基礎理論』昭晃堂（1997）pp6-17

[7] 有名な例としては、大分の地域密着型プロバイダ”コアラ”の例がある

<http://www.coara.or.jp/kids/>

[8] 芦部信喜『憲法判例を読む』岩波書店（1987）
pp223-225